

実務対応報告公開草案第 45 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い（案）」

実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（平成 25 年 12 月 25 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

公開草案	現行
実務対応報告第 30 号 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」 平成 25 年 12 月 25 日 <u>改正平成 XX 年 XX 月 XX 日</u> 企業会計基準委員会	実務対応報告第 30 号 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」 平成 25 年 12 月 25 日 企業会計基準委員会
開示等 17. 第 8 項(1)又は第 14 項(1)において計上された自己株式については、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含める。また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含める。 なお、1 株当たり情報に関する注記を記載する場合には、第 8 項(1)又は第 14 項(1)において計上された自己株式を、控除する自己株式に含めている旨並びに期末及び期中平均の自己株式の数を注記する。	開示等 17. 第 8 項(1)又は第 14 項(1)において計上された自己株式については、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含める。また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含める。 なお、1 株当たり情報に関する注記において、第 8 項(1)又は第 14 項(1)において計上された自己株式を、控除する自己株式に含めている旨並びに期末及び期中平均の自己株式の数を注記する。
18. 第 3 項又は第 4 項の取引を行っており、かつ、連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類及び株式数に関する事項、並びに配当に関する事項を記載する場合（企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」第 9 項(1)②及び④並びに(2)）には、当該事項に併せて以下を注記する。 (1) 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数 (2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売	18. 第 3 項又は第 4 項の取引を行っている場合、各期において、以下を株主資本等変動計算書に注記する。 (1) 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数 (2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数 (3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

公開草案	現行
却、交付した自社の株式数 (3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額	
適用時期等 20-2. 平成 XX 年改正の本実務対応報告は、公表日以後適用する。	適用時期等 (新 設)
結論の背景 経 緯 24-2. 平成 XX 年改正の本実務対応報告では、平成 26 年 3 月 26 日に単体開示の簡素化を図るため、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 26 年内閣府令第 19 号)が施行され、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」という。)等が改正されたことに伴い、個別財務諸表における 1 株当たり情報に関する注記及び自己株式に関する注記の取扱い(第 17 項及び第 18 項参照)を明らかにした。	結論の背景 経 緯 (新 設)
開示等 65. また、信託の保有する株式は通常の自己株式と異なる性質を有することから、信託が保有する株式を控除対象とする自己株式に含めている旨を注記するとともに、これを控除しないとした場合の 1 株当たり情報を算定することができるように、自己株式に含めた信託の保有する期末の株式数、帳簿価額及び 1 株当たり当期純利益の算定上、控除する自己株式に含めた信託の保有する株式の期中平均株式数を注記することとした。	開示等 65. なお、信託の保有する株式は通常の自己株式と異なる性質を有することから、信託が保有する株式を控除対象とする自己株式に含めている旨を注記するとともに、これを控除しないとした場合の 1 株当たり情報を算定することができるように、自己株式に含めた信託の保有する期末の株式数、帳簿価額及び 1 株当たり当期純利益の算定上、控除する自己株式に含めた信託の保有する株式の期中平均株式数を注記することとした。
65-2. 前項に関連し、平成 26 年 3 月に改正された財務諸表等規則において、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、1 株当	(新 設)

公開草案	現行
<u>たり当期純損益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額に関する注記並びに自己株式に関する注記を記載することを要しない</u> <u>(財務諸表等規則第 95 条の 5 の 2 第 3 項、第 95 条の 5 の 3 第 4 項及び第 107 条第 2 項) とされたことから、個別財務諸表における 1 株当たり情報に関する注記及び自己株式に関する注記の取扱い (第 17 項及び第 18 項参照) について開示の要否が明確でないという意見が聞かれた。この財務諸表等規則の改正を踏まえ、1 株当たり情報に関する注記及び自己株式に関する注記が個別財務諸表において開示されない中で、第 17 項に定めた注記及び第 18 項に定めた注記のみの開示を求める趣旨ではないことを明らかにするため、平成 XX 年改正の本実務対応報告では、1 株当たり情報に関する注記を記載する場合には第 17 項に定めた注記を、連結株主資本等変動計算書又は個別株主資本等変動計算書の注記事項として自己株式の種類及び株式数に関する事項、並びに配当に関する事項を記載する場合には第 18 項に定めた注記を記載することとした。</u>	

以上